

## 子ども医療費支給制度

子どもの保護者に対し、子どもの医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

**対象者**

- ①嘉麻市に住所を有する15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども
  - ②医療保険各法の被保険者または被扶養者
- ※①、②いずれも該当する人  
 ※生活保護、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療受給の場合は対象となりません。

**医療証の有効期限**

- ①小学校就学前…6歳に達する日以降の最初の3月31日まで
  - ②小学校1年生～中学校3年生  
 …15歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- ※小学校就学後から使用する医療証は、小学校に就学する月の前月末までに郵送します。

**申請に必要なもの**

- ①印鑑 ②お子様の健康保険証（手続き中の場合は資格証明書）

**自己負担額**

なし

**助成対象外**

- ①保険診療以外（室料差額・往診の際の交通費・薬の容器代等）
  - ②他の公費医療で助成される医療費
  - ③入院時の食事代  
 住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。
- ※新生児の申請は出生の日から30日以内に行ってください。  
 30日を経過すると申請月の初日からの認定となり、認定月の前月までの医療費の払い戻しはできません。

※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。

- ①子ども医療証及び健康保険証 ②印鑑
- ③通帳など口座番号等の確認ができるもの（保護者の口座）
- ④領収書（医療機関等が発行したもの）
- ⑤保険者が発行する証明書（嘉麻市国民健康保険の人は不要）

〇問い合わせ先 市民課 国保年金係  
☎0948-62-5679

## 子育て支援

### ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童に対し、医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

#### 対象者


嘉麻市に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者で次のいずれかに該当する人

- ①母子・父子家庭の父・母…18歳（※注）までの児童を扶養している人
  - ②母子・父子家庭の児童…小学校就学後から18歳（※注）までの人
  - ③父母のいない児童…小学校就学後から18歳（※注）までの人
- （※注）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもをいいます。

※小学校就学前のお子さんがある場合は、小学校就学後からひとり親家庭等医療に該当するため、子ども医療からの切り替えが必要です。

※生活保護、重度障がい者医療を受給、前年の所得が限度額を超えている人は対象となりません。

#### 申請に必要なもの

- ①印鑑 ②健康保険証 
- ③申請者と子の戸籍謄本（離婚又は死亡記載のあるもの）
- ④児童扶養手当証書又は遺族年金の証書
- ⑤所得証明書（1月2日以降に転入された人）

※扶養人数、各種控除の記載のあるもの

## 自己負担額

①小・中学生 自己負担なし

②①以外 通院 800 円/月(上限) 入院 500 円/日(月 7 日限度)

※1 医療機関ごとに負担

## 助成対象外

①保険診療以外(室料差額・往診の際の交通費・薬の容器代等)

②他の公費医療で助成される医療費

③入院時の食事代

住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

※医療証の有効期限は 9 月 30 日です。毎年更新手続きが必要です。

(更新を忘れると助成が受けられなくなります。)

※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。

①ひとり親家庭等医療証及び健康保険証 ②印鑑

③通帳など口座番号等の確認ができるもの(保護者の口座)

④領収書(医療機関等が発行したもの)

⑤保険者が発行する証明書(嘉麻市国民健康保険の人は不要)

〇問い合わせ先 市民課 国保年金係

☎0948-62-5679

## 子育て支援

### 重度障がい者医療費支給制度

重度障がい者に対し、医療保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

### 対象者

嘉麻市に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人(ただし、嘉麻市等の決定により身体障がい者施設または知的障がい者養護施設等に入所のため嘉麻市外に住所を変更した場合は、嘉麻市の重度障がい者医療の対象になります。)

①身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人

②療育手帳 A の交付を受けている人

③身体障害者手帳 3 級の交付を受けている人で IQ36 以上 50 以下の人

- ④精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人
- ⑤国民年金法の障害基礎年金 1 級で傷病名が知的障害または精神遅滞の人

※65 歳以上の人は後期高齢者医療制度の被保険者に限ります。  
 ※小学校就学前のお子さんがある場合は、小学校就学後から重度障がい医療に該当するため、子ども医療からの切り替えが必要です。  
 ※生活保護、ひとり親家庭等医療を受給、前年の所得が限度額を超えている人は対象となりません。  
 ※他の市町村等の決定で嘉麻市内の身体障がい者施設等に入所するために嘉麻市に住所を変更した場合は、対象者となりません。

## 申請に必要なもの



- ①印鑑 ②健康保険証
- ③障害者手帳・療育手帳等で前記に該当することを証明する書類

## 自己負担額

なし

## 助成対象外

- ①保険診療以外（室料差額・往診の際の車代・薬の容器代等）
- ②他の公費医療で助成される医療費
- ③入院時の食事代  
 住民税非課税世帯は食事代が減額されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。
- ※医療証の有効期限は 9 月 30 日です。10 月からの医療証は 9 月末までに送付します。更新の手続きは必要ありませんが、所得証明書が必要な人については、個別にお知らせします。
- ※県外で受診した場合や医療証を忘れて受診した場合に窓口で医療費を支払ったときは、次のものをお持ちのうえ、払い戻しの手続きをしてください。
  - ①重度障がい者医療証及び健康保険証 ②印鑑
  - ③通帳など口座番号等の確認ができるもの（受給者又は保護者の口座）
  - ④領収書（医療機関等が発行したもの）
  - ⑤保険者が発行する証明書（嘉麻市国民健康保険又は後期高齢者の人は不要）

〇問い合わせ先 市民課 国保年金係  
 ☎0948-62-5679

## 子育て支援

## 児童手当

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校終了前の児童を養育している人に手当を支給します。

手当を受けるためには認定請求が必要です。出生・転入等により受給資格が生じた場合は、市役所の窓口で請求の手続きをしてください。

手当は、申請月の翌月からの支給となります。手続きが遅れますと支給されない月分が発生する場合がありますので、ご注意ください。

ただし、誕生日または前住所地の転出予定日が月末のため申請が翌月になる場合、誕生日または転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば、支給開始月の特例として申請月から支給されます。

## ■手当の月額

区 分		手当月額（1人当たり）
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
特例給付(所得制限限度額以上の場合)		5,000円

※児童手当では、18歳に到達後最初の3月31日までにある子（児童福祉施設等に入所している子を除く）を年長者から第1子、第2子と数えます。

※標記の金額は平成27年4月分からの金額です。変更になる場合があります。

## ■手当の支払

手当は、2月・6月・10月にそれぞれの前月分までを支払います。

## ■手続きに必要なもの

- (1)マイナンバーが確認できるもの (2)請求者名義の預金通帳  
(3)請求者の健康保険証 (4)印鑑（認印）

※その他の書類が必要となる場合があります。

詳しくは担当係にお問い合わせください。



○問い合わせ先 こども育成課 児童係

☎0948-53-1115

## 子育て支援

### 児童扶養手当

父母の離婚、父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

※平成 26 年 12 月分からは、公的年金を受給されている方についても、「公的年金等の額」が「児童扶養手当の額」を下回る時は、差額分の手当が支給されるようになりました。

#### ■児童扶養手当を受けられる人

0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（障がいのある児童については 20 歳未満）を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人。

#### ■手当の月額（平成 30 年 4 月～）

児童 1 人のとき	全部支給	42,500 円
	一部支給（※1）	42,490 円～10,030 円
児童 2 人目の加算額	全部支給	10,040 円
	一部支給（※1）	10,030 円～5,020 円
児童 3 人目以降の加算額 （1人につき）	全部支給	6,020 円
	一部支給（※1）	6,010 円～3,010 円

※1：一部支給については、所得に応じて決定されます。

※受給者等の所得額に応じて全部支給、一部支給、全額支給停止の場合があります。

※標記の金額は平成 30 年 4 月分の金額です。変更になる場合があります。

#### ■手当の支払

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支払月：4 月、8 月、12 月にそれぞれの前月分までが支払われます。

#### ■申請に必要な書類等

- (1) マイナンバーが確認できるもの (2) 請求者と対象児童の戸籍謄本  
(外国人の場合は在留カードまたは特別永住者証明書)
- (3) 請求者と対象児童の健康保険証 (4) 請求者名義の預金通帳
- (5) 印鑑（認印）
- (6) その他必要な書類（詳しくは担当係にお問い合わせください。）



〇問い合わせ先 こども育成課 児童係

☎0948-53-1115

## 子育て支援

## 特別児童扶養手当

精神または身体障がいの状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

## ■特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、手当の対象となる児童を監護している父または母、及び父母に代わって養育している人。

※定められた額以上の所得がある場合等は、手当は支給されません。

## ■手当の月額

重度の障がい児（1級）	1人につき	51,700円
中度の障がい児（2級）	1人につき	34,430円

※標記の金額は平成30年4月分からの金額です。変更になる場合があります。


## ■手当の支払

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支払い月：4月、8月、11月それぞれの前月分までが支払われます。

（11月期については8月～11月分まで）

## ■申請に必要な書類など

- (1) マイナンバーが確認できるもの 
- (2) 療育手帳または身体障害者手帳
- (3) 診断書（省略できる場合があります）
- (4) 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の場合は在留カードまたは特別永住者証明書）
- (5) 世帯全員の住民票（続柄・本籍のわかるもの）
- (6) 金融機関の預金通帳（請求者）
- (7) 印鑑（認印）
- (8) その他必要な書類（詳しくは担当係までお問い合わせ下さい）

○問い合わせ先 こども育成課 児童係

☎0948-53-1115

## 子育て支援

## ひとり親家庭等の自立推進事業

## ●母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援員が個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して一人ひとりに合った仕事探しから就職までのサポートを行います。

## ●自立支援教育訓練給付金事業

就業に繋がる能力開発のためにあらかじめ指定された教育訓練講座を受講する母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんに対して受講料の一部を助成します。

## ●高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため、一定期間給付金を支給します。（養成機関については、別に定めがあります。）

## ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんがより良い条件での就業や転職へ繋げるために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、合格のための講座を受け、これを修了した時及び認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給します。

## ●母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さん・寡婦の方々の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等の資金の貸付について、情報提供や相談受付、事務手続きを行っています。

○問い合わせ先 こども育成課 児童係

☎0948-53-1115



## 子育て支援

## 障害児福祉手当

在宅の重度の障がい児（20歳未満）に支給されます。手当を受けるには手続きが必要です。市役所の窓口で請求の手続きをしてください。

対象者	<p>おおむね次の通りです。</p> <p>(1)身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部程度の人</p> <p>(2)知的障害の人（知能指数 20 以下）</p> <p>(3)精神障害、血液疾患、肝臓疾患、その他の疾患、重複障害等で(1)(2)と同程度の障がいを有し、長期にわたる安静を必要とする人。または、日常生活において常時の介護を必要とする人</p>
手当の月額	<p>月額 14,650 円（平成 30 年 4 月現在）</p> <p>2 月・5 月・8 月・11 月</p>
手当の支払	<p>※毎月 10 日に 3 か月分を支給。ただし、金融機関休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。</p>
手当対象外	<p>(1)施設に入所している人（通所は除く）</p> <p>(2)児童が障がいを理由とする公的年金の受給者</p> <p>(3)本人及び配偶者、扶養義務者に一定額以上の所得がある人</p>



〇問い合わせ先 社会福祉課 障がい者福祉係  
☎ 0948-53-1106



子育て支援

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

保育所や新制度に移行した幼稚園等を利用する場合、次の3つの認定区分からなる「支給認定」をうけていただく必要があります。

3つの認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	3号認定 (満3歳未満・保育認定)
	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由(※1)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先	認定こども園【0歳～5歳】(※2)		
	幼稚園(※3) 【3歳～5歳】	保育所(園)【0歳～5歳】 地域型保育(※4) 【0歳～2歳】	

(※1)「保育を必要とする事由」

保育所等での保育を希望される場合の保育認定(2号・3号)に当たっては、保護者の就労、妊娠出産、疾病・障がい、求職活動などの保育を必要とする事由に該当することが必要です。

(※2)平成30年3月現在、嘉麻市内には認定こども園はありません。

(※3)平成30年3月現在、嘉麻市内の幼稚園(29ページ参照)のうち、稲築幼稚園が該当します。

(※4)平成30年3月現在、嘉麻市内には地域型保育(19人以下の小規模保育施設、事業所内保育等の施設)はありません。

～新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じ、市が決定します～  
 保育料は、毎年9月が切り替え時期となり、4月から8月分保育料は前年度の市町村民税額、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき市が決定します。

## ★保育所や幼稚園などをきょうだいで利用する場合の保育料の軽減について★

【保育所】小学校就学前の範囲内にお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子とし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。

【幼稚園】年少から小学校3年までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子とし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。

※平成28年度から年収約360万円未満相当の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となりました。(年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の場合は第1子から半額、第2子以降が無料となりました。)

○問い合わせ先 こども育成課 保育・幼稚園係

☎0948-53-1115

## 子育て支援

## 幼児期の教育・保育施設

## ●幼稚園（1号認定児童利用施設）

幼稚園名	住所	電話番号	教育時間 (一時預かり時間)	土曜日の開園
私立) 稲築幼稚園	□春 651-10	42-6139	8:00~14:00 (14:00~18:00)	一時預かり 保育のみ (祝日除く) 8:00~ 18:00

※上記以外の幼稚園については、29ページをご参照下さい。



●保育所(園) (2号・3号認定児童利用施設)

地区	公私	保育所名	住所	電話番号	開所時間	子ども・子育て支援事業の実施状況 (H29.2 現在)
稲築	私	あかり保育園	平 747-15	42-0212	7:15~18:15	
		なつき保育園	漆生 854	42-0355	7:15~18:15	
		みどり保育園	口春 682-8	42-4386	7:15~18:15	一時預かり保育
		山野保育園	山野 1360-1	42-0438	7:30~18:30	※旧:公立山野保育所
	公	鴨生保育所	鴨生 29-53	42-0308	7:30~18:30	子育て支援センター
碓井	私	栄保育園	上臼井 1346	62-2272	7:15~18:15	一時預かり保育
		まこと保育園	下臼井 1023-1	62-3409	7:30~18:30	※旧:公立碓井保育所
山田	私	明見保育園	下山田 469-12	53-1918	7:15~18:15	子育て支援センター 一時預かり保育
		一本松保育園	上山田 381-46	53-1957	7:15~18:15	一時預かり保育
	公	どんぐり保育所	上山田 479-1	52-0569	7:30~18:30	病後児保育室併設
嘉穂	私	めぐみ保育園	上西郷 1261	57-2910	7:15~18:15	
		恵大保育園	牛隈 1948-1	57-3318	7:15~18:15	子育て支援センター 一時預かり保育
	公	嘉穂保育所	大隈町 719-1	57-0247	7:30~18:30	

※平成 30 年 4 月 1 日から、公立山野保育所が私立山野保育園、公立碓井保育所が私立まこと保育園となりました。

【施設利用の申込みについて】

- 稲築幼稚園(1号・教育標準時間認定)は、施設に利用申込みをした後に、施設を通じて市に支給認定申請書を提出していただきます。
- 各保育所(園)(2・3号/保育認定)の利用については、市に支給認定申請書兼施設利用申込書を提出していただきます。

○問い合わせ先 こども育成課 保育・幼稚園係  
☎0948-53-1115

## 幼稚園

嘉麻市内には下記の私立幼稚園があります。

地区	幼稚園名	住所	電話番号	教育時間 (延長・預かり保育を含む時間)※1	土曜日の開園
稲築	稲築幼稚園	口春 650-10	42-6139	8:00~14:00 (8:00~18:00)	預かり保育のみ (祝日を除く)
	稲築中央幼稚園	平 1354-3	42-0667	8:00~14:00 (8:00~18:00)	休み (行事等の時を除く)
碓井	碓井ひかり幼稚園	飯田 308-1	62-2432	9:00~14:00 (8:00~18:00)	第2、4のみ開園 (祝日を除く)
山田	みのり幼稚園	上山田 427	53-3282	9:00~14:00 (7:45~18:00)	預かり保育のみ (祝日を除く)
	長円寺日の丸幼稚園	上山田 404-24	休園中		
嘉穂	大隈ふたば幼稚園	大隈町 1957-1	休園中		

## 【入園手続き】

ご希望の幼稚園にお問い合わせの上、園にお申し込み下さい。なお、稲築幼稚園の利用をご希望の場合、入園申し込みに加えて認定申請が必要です。

(26 ページ参照)

## 【保育料等】

園ごとに入園料や毎月の保育料等が決められており、お支払先は各園です。新制度に移行した稲築幼稚園の保育料は、市が定める基準による保育料となり、それぞれの所得に応じて異なります。

## 【※1 預かり保育】

通常の幼稚園教育時間外に行う保育で、教育時間終了後や長期休業期間中(春休み、夏休み、冬休み)に実施しています。

〇問い合わせ先 こども育成課 保育・幼稚園係

☎0948-53-1115

## 子育て支援

### 幼稚園就園奨励費補助金

この制度は、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と、幼稚園教育の普及充実を図るため、保護者が支払う「入園料」及び「保育料」を上限に、世帯の所得の状況に応じて補助金を交付するものです。

#### 【補助対象者】

1. 嘉麻市に子及び保護者の住民登録があり、子と生計を一にし、かつ幼稚園に保育料を納入している保護者
2. 園児が満3歳に達していること（満3歳は3歳の誕生日から対象）

#### 【申請方法】

「保育料等減免措置に関する調書」をご利用の幼稚園に提出して下さい（調書は幼稚園にあります）。

#### 【補助金額】

市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除適用前の父母又は家計の主宰者の合計額）により算出します。

○問い合わせ先 こども育成課 保育・幼稚園係

☎0948-53-1115

